

南朝貴族と軍事

——南齊の雍州刺史王奐を中心として——

榎本 あゆち

一、はじめに——南朝貴族と中央・地方軍

川勝義雄氏の「劉宋政権の成立と寒門武人——貴族制との関連において——」^①は、周知のように南朝における貴族制の崩壊と寒門・寒人層の台頭を明確に宣言するものだった。そこにおいて氏は、南朝劉宋王朝を創設した劉裕グループの寒門武人たる性格を明らかにし、貴族を含む他姓の者の重要軍鎮長官就任を禁じた劉裕の遺詔をもとに貴族の軍権喪失を指摘し、それを南朝貴族制崩壊の第一歩とする。

その劉裕の遺詔を吉川忠夫氏の訳と原文により紹介しよう。

① 中央政府は一本にまとめ、宰相が揚州刺史を兼任し、甲士千人を常備すること

朝廷不須復有別府、宰相帶揚州、可置甲士千人（『宋書』三、本紀武帝下）

② 大臣中の要職のものにして、不慮の事態に備えて親衛兵を必要とする場合は、台城所属の現役兵を支給すること

若大臣中任要、宜有爪牙備不祥人者、可以台見隊給之（同前）

③ 征服戦争のさいには、すべて台城所属の現役部隊を派兵し、事がおわれれば旧に復すべきこと

有征討悉配以台見軍隊、行還復旧（同前）

④ 後世もし幼主が即位する場合には、政務の一さいを宰相に委任し、太后の臨朝を必要とせぬこと

後世若有幼主、朝事一委宰相、母后不煩臨朝（同前）

⑤帯刀のまま台城に入らぬ。要職貴顕者には、別に定むる規定により木剣を支給する

仗既不許入台殿門、要重人可詳給班劍（同前）

⑥京口は軍事上の要衝にして、かつ京師に近接するゆえ、皇族ないし近親以外のものをその長官に任せざること

京口要地、去都邑密邇、自非宗室近戚、不得居之（『宋書』七八、劉延孫伝）

⑦荊州は揚子江上流の要衝なるゆえ、皇子を順次その長官に任ずべきこと。

以荊州上流形勝、地広兵強、遺詔諸子次第居之（『宋書』六八、南郡王義宣伝）

もとより川勝氏以前にも越智重明氏は、南朝期に入り貴族が武事から離れ同時に武人的才能を喪失したとし、氏の貴族制解釈、即ち寄生官僚論の一つの論拠としていた。^③ 又氏は劉

裕の遺詔⑥⑦に基づき劉宋全期に渉る皇親重視政策、「皇帝—皇親—貴族—下流貴族」という政治的ヒエラルキーの成立を指摘した。^④ ただ越智氏においては皇帝と貴族との政治的関係性に主眼が置かれ、川勝氏においては劉宋皇帝の本源的出

身母体である寒門武人層と貴族との社会的関係性に主眼が置かれていたという視角上の大きな差が存在した。そしてこの川勝説は、長らく我が国の南朝史研究における定説的見解とされてきた。

但し南朝史、特に劉宋・南齊史を検討する際、この定説に齟齬する幾つかの例が散見する。例えば荊州（治所江陵、現湖北省荊州市）都督刺史には武帝の死直後に謝晦が、また明帝死亡時に蔡興宗という共に貴族が任命されている。もともと蔡興宗は一旦任命を受けたものの恩倖王道隆によつてその人事は覆されている。ただその理由は蔡興宗が恩倖勢力に妥協することのない「強正」（『宋書』五七、蔡興宗伝）な性格の持ち主であったがためであり、決して劉裕の遺詔が理由とされているのではない。その他湘州（長沙）・江州（尋陽、江西省九江市）などの使持節、あるいは持節都督刺史についてはかなりの数の門閥貴族就官者が見られる。特に劉裕の死後間もなく、荊州・北府に勝るとも劣らない重要地方軍鎮となった雍州（襄陽）の都督刺史に南齊永明年間に尚書左僕射琅邪の王奐が就官していることは貴族と軍事の関係を考える際に大きな問題といえる。さらにこの王奐がこの地で反乱者として滅亡していることの意味も問わなければならない。

なお近年小尾孝夫氏が、南朝前期の軍権掌握者を寒門・貴族と単純に二分し論ずることは出来ないとし、先学に対する批判を展開している。小尾氏の批判は直接には越智氏の見解に対するものであるが、軍事担当者に焦点が当てられている以上川勝氏の見解にも批判が向けられているとすべきであろう。小尾氏は南朝皇帝、特に劉宋武帝・文帝にその有能さゆえに信頼され婚姻関係によつて皇帝との個別的結合関係下にあつた貴族達がその他の寒門出身者とともに政務や軍事の担い手となつていたことを重視するのである。但し貴族層の軍事面での活躍についての氏の射程は文帝期までである。又氏は劉裕の遺詔②③に窺える朝廷の近衛・宿衛兵を中核とする中央軍強化への志向に着目し、劉宋孝武帝期以降南齊に及ぶ南徐州の僑民を兵源とする国軍強化、それに基づく皇帝権強化について論を展開している。氏は孝武帝期の州分割・地方軍府の廃止など州鎮の弱体化政策を指摘するとともに、中央軍強化について詳述する。特に同時期の領軍將軍以下の主立った中央軍將領の人的構成を分析し、彼らが孝武帝の即位以前より信任を受けかつ軍事に長けた人士であることを特記する。そして名族出身者が多く文官に兼領して就官した事例の見られる武帝・文帝期と対照的であるとす。即ち寒門武

人によつて中央軍が担われ、弱体化された州鎮に代わつて北魏の南攻など大きな軍事的危機にはこの寒門人士によつて率いられた中央軍が州鎮軍を指揮下におき正面に立ち敵に對抗したと指摘する。そしてこの国軍体制は孝武帝期以降南齊期にも引き継がれたとする。⁶⁾

小尾氏のいう中央軍、つまり禁衛軍については周知の通り早くに越智重明氏の「領軍將軍と護軍將軍」がある。越智氏は三国以来南朝に至る領軍・護軍將軍の機能を検証し、領軍は内軍（都城内の宿衛兵・中央軍）の、護軍は外軍（都城外・周辺の中央軍）の統括（指揮権と中央軍武官選任権の把握）、とその職分は一応分かれていたが、西晋までその区分は曖昧であり、かつ領軍は護軍の上席としての性格を帯びるようになったとする。また東晋に護軍の地方軍管掌が明確となり劉宋初期の「今、護軍は方伯を総べる」（『宋書』五七、蔡廓伝）という言葉にそれは表される。これ以降も護軍の地方軍支配は継続し、護軍の上席たる領軍も地方軍への支配力を有するようになる。「領軍、天下の兵要を管す」（『梁書』二四、蕭景伝・同書四二、臧盾伝）という梁代の領軍將軍の位置づけはその結果とされる。越智氏の指摘以降、我が国においては地方軍と領軍・護軍との繋がりは認識されていた

が、その具体的支配の有り様については曖昧なままだった。小尾氏の見解はこの点、国境上の戦時の州鎮に限られるが地方軍と中央軍將領との関わりについてかなり明確なイメージを与える。

このように小尾氏の所論は問題提起に富み説得力のあるものだが、しかし王奐の存在は中央軍の人的構成に関連しても問題となる。彼は貴族としては例外的に南斉永明年間中央軍トップの領軍將軍に就官しているからである。

なお近年中国においても張金龍氏によって魏晉南北朝期全般にわたる禁衛軍、すなわち小尾氏の言う中央軍に関する研究が精力的に展開されその成果が上下二巻に及ぶ『魏晉南北朝禁衛武官制度研究』（中華書局、二〇〇四年）に纏められた。張氏の主眼は六朝期全般に及ぶ期間における禁衛制度の解明・その変化、また禁衛軍権の所在と各王朝での政權争奪など重要事件との相関関係の解明である。南朝期に関するものに限定して言えば氏も禁衛軍権の所在、乃ち領軍將軍の人事に関し、皇帝の親信集団に注目しているが、その出身階層については特段の言及は無い。

ともあれ小尾・張氏らの問題提起によって、南朝軍事史研究に新たな展開がもたらされた。従来この分野では、劉裕の

遺詔の⑥⑦に基づき主要な地方軍鎮が諸王を長官に戴く事になり、かつ皇帝の意志に反し諸王反乱の舞台となった事、また他姓の有力軍人が長官となった地方軍鎮が王朝革命の土台となった事、その背景に門閥貴族体制から疎外された寒門寒人の地方軍府への進出、寒門寒人層と地方軍鎮長官との結合関係があったことを専ら問題にしてきた。貴族と軍事の関連性を考察するにも、こうした新たな中央軍に関する問題提起を確実に受け止める必要がある。

貴族と軍事との関連につき今一点考慮すべき点がある。今紹介した小尾・張氏の中央軍についての考察は共に国家のゲバルトとしての、つまり生身の軍事組織としての側面についてのものである。しかし貴族と中央軍將領との関連についていち早く指摘されたのは、帶帖官、すなわち兼領官としての側面についてだった。周一良氏は、侍中など文職清望の官に中央軍武官、特に驍騎將軍や歩兵校尉を兼領することは、単に当該文官のみに就官するよりも遙かに名譽なこととされ、そうした兼領を行うのは主に貴族出身者であると指摘した⁹。因みに王奐もそうした貴族の一人である。この点は驍騎將軍や歩兵校尉などの中央軍武官が実質的な軍官から官人の權威づけ・箔付けのためのもの、すなわち名号へと変化しつつ

あったことを示唆する。近年閻歩克氏は南朝西省、すなわち左右衛將軍以下の中央軍武官によって構成される軍官組織、特に驍騎將軍以下の武官が劉宋晋安王子助の叛乱平定後次第に散官化しつつあったと指摘する。閻氏の論証は詳細を極め説得力あるものである。したがってこうした名号・散官化しつつある武官と実質的に禁衛兵を率い軍事に携わる禁衛武官とを一概に論ずることの是非は考慮しなければならない。しかし閻氏自身指摘するように南朝前半宋齊期にあつて西省武官に就官した人士は、たとえ宿衛兵を率いる事は無いとしても、自身は当直の任を負っていた。さらに次に挙げる二例は、兼領官であつても同じく宿衛当直の義務のあつたことを示す。

(大明)五年、又侍中と為り、前軍將軍を領す。時に世祖出行し、夜還り、敕して開門せしむ。(謝) 莊居守す。榮信或いは虚なるを以て、執りて旨を奉ぜず。墨敕を須(もと)め、乃ち開く(『宋書』八五、謝莊伝)。

(蔡約) 復た黃門郎・領射声校尉、通直散騎常侍・領驍騎將軍、太子中庶子・領屯騎校尉と為る。永明八年八月合朔、約武冠を脱し、劔を解き、省において眠り、下鼓

に至るも起きず。有司の奏する所と為り、贖をもつて論ず(『南齊書』四六、蔡約伝)。

謝莊(陳郡陽夏)、蔡約(濟陽考城、蔡興宗の子)は共に貴族として中央軍武官を領している。謝莊のエピソードは、彼が宮城宿衛の担当武官として夜間の宮門開閉の任に当たつた事を示している。次にあるように、本来夜間の宮門開閉の任は中央軍武官の殿中將軍が担当する。

殿中將軍・殿中司馬督……朝会宴饗には、則ち將軍戎服し、左右に直待す。夜城の諸門を開けるには、則ち白虎幡を執りて之を監す(『宋書』四〇、百官志下)。

この場合は居守、すなわち皇帝不在時の責任者として宿衛に当たつていた謝莊が前軍將軍としてその任を負つたのであろう。また蔡約の失敗話は、合朔に当たり起こるかもしれない日食と不祥に備え近侍の臣下が皆帶劍し警戒する中、蔡約が最も緊張しなければならぬ近衛武官を領していたにもかかわらず油断してしまつたが故に処罰されたことを示すのではなからうか。文中の「省」が西省ならば合朔には禁衛武官

は兼領官であっても西省に直していなければならなかったの
であろう。したがって劉宋南斉の兼領中央武官は一定の実質
を伴っていた、即ち皇帝の近衛として活動していたと言えよ
う。そこには今見た殿中將軍が朝会宴饗の際戎服を身に着け
皇帝の左右に直侍する儀衛的なものも含めるべきであろう。
つまり貴族が兼領した中央武官は必ずしも全てが名号・散官
化したものとは断言できない。従って貴族と軍事との関係
は、当該時期の皇帝と貴族たる中央軍武官との関係、当時の
中央軍組織^①のあり方・その將領相互の関係、さらにはその貴
族の個性、特に軍事的能力の如何を検証することによって、
初めて明らかになるであろう。それは地方軍についても同様
である。

以上の諸点を踏まえ、本稿では門閥貴族王奐の領軍將軍・
雍州都督刺史就任という問題を検討し、南朝貴族と軍事の関
連性、さらには王奐の中央・地方軍長官就任が行われた南斉
永明年間の時代性を考察する端緒としたい。なお以下に述べ
る王奐の経歴については、特にことわらない限り『南齊書』
卷四九、王奐本伝をもととする。

二、王奐の出自と劉宋期の経歴

劉宋期琅邪の王氏の諸家系の中で最もときめいていたの
は、王弘・曇首兄弟の家系（卷末系図2）である。それとは
かなり血縁が離れるが、王奐は、貴族的風貌と清談的弁言に
よって劉宋文帝に評価された王彧（景文）の甥にあたる（系
図1）。叔母（とは言え王奐より一歳年下^②）は明帝の王皇后
であり、従祖の王球は「士庶の区別は国の章なり」（『南史』
二三、王球伝）という言葉をも文帝に言い放ったことで著名な
貴族意識の高い人物だった。劉宋文帝元嘉十二年（四三五）
頃誕生、従祖王球の継承者となり、著作佐郎に起家する。
『南史』が記すその際の逸話は起家官の格を物語るものとし
て有名である。

奐の諸兄、諸王国常侍に出身するも、奐は著作佐郎に起
家す。琅邪の顔延之、球と情款稍（やや）異なる。かつ
て奐の背を撫して曰く、阿奴始めて寒士を免れたり、と。
少くして強濟、叔父の景文、常に家事を以て之に委ねる

（『南史』二三、本伝）。

顔延之は孝武帝孝建三年（四五六）に死亡しているの
〔宋書〕七三、本伝）、王奐の起家は文帝末期あるいは孝武
帝初期のことである。諸兄と異なる王奐の著作佐郎起家は、
彼が王球の封爵と祭祀の継承者となったことによると考えら
れるが、元々「強濟」と記される才能の持ち主だったことも
その襲爵・起家にある程度働いていた可能性がある。その
後、太子舍人、孝武帝大明五年（四六一）頃に郢州刺史冠軍
將軍安陸王子綏の主簿、太子洗馬、揚州別駕、中書郎、明帝
泰豫元年（四七二）に司空桂陽王休範の諮議參軍、黃門郎を
歴任する。王奐の家系にとつて大きな政治的転機は、叔母の
夫明帝の即位によつてもたらされた。本来文帝の第十一子と
して皇位には縁が無かつたのにもかかわらず、明帝は長兄皇
太子元凶劭の父文帝殺害、三兄孝武帝の即位を経て、さらに
前廢帝の昏虐をしのいで即位する。その即位に反発する晋安
王子勛を擁する勢力の反乱をもなんとか克服し、但しその余
波を受けて淮北四州を北魏に占領されるといふ多大な痛手
の中でその治世が確立した。その治世の支え手は、阮佃夫・王
道隆・楊運長ら恩倖勢力にかなり制されていたとは言え蔡興
宗・袁粲・褚淵、そして外戚たる王或ら貴族だった。官歴の

どの時点で王奐が明帝の即位を迎えたか明確ではないが、太
子洗馬・中書郎・黃門郎など代表的な清官を歴任し、外戚の
一員たる門閥貴族に相応しい清官コースを辿っていた。しか
し明帝がその治世の末期、精神的不安定に陥り皇太子（後廢
帝）への順調な皇位継承の妨げになる可能性のある皇族達を
肅正、かつ外戚として権力を拡大するのを阻止するため王或
に賜死するという王奐にとつても大きな事件が起きた。これ
が王奐の行動に与えた影響は不明である。彼はこれ以降も劉
宋王朝護持のためその優れた「強濟」なる手腕を発揮する。

後廢帝即位時、朝廷は袁粲・褚淵・蔡興宗らの貴族、及び
劉劭・沈攸之ら寒門武人出身の大臣による合議制によつて運
営された。それに対し帝の叔父桂陽王休範（江州刺史）が帝
位を狙い、元徽二年（四七四）五月に反乱を起し建康に出
撃したが、袁粲・褚淵によつて重臣グループに加えられた蕭
道成によつて一ヶ月後それは平定された。元々「一介の中堅
どころ武將にすぎなかつた」¹⁵、即ち寒門武人出身の道成は、
晋安王子勛の反乱平定と、対北魏戦線で頭角をあらわし、大
軍閥へと成長していたのである。この桂陽王の叛乱の際、王
奐の優れた軍事的才能が発揮された。彼はその前年、元徽元
年二月、郢州刺史晋熙王燮（明帝第六皇子、当時四歳）の征

虜府長史・江夏内史となり、府州の任を総べる事となった
〔宋書〕七二、晋熙王昶伝付燮伝）。それは次にあるように
朝廷の重臣グループの対桂陽王政策の一環だった。

時に夏口（郢州、現湖北省武漢市）闕鎮、朝議、尋陽の
上流に居るを以て、腹心を樹置し、その兵力を重くせん
と欲す。元徽元年、乃ち第五皇弟晋熙王燮を以て郢州刺
史と爲し、長史王奐、行府州事たり、配するに資力を以
てし、夏口に出鎮せしむ。休範の撥留する所と爲るを慮
り、太子浹より去り尋陽を過ぎらず〔宋書〕七九、桂
陽王休範伝）。

桂陽王の根拠地尋陽の上流郢州州鎮の総責任者として背後
から桂陽王を牽制する役割を朝廷から任され、かつ幼い州鎮
長官を擁し太子浹（湖北省黄冈市黄梅県）を経由する適切な
迂回路を選択し無事郢州に到着できたのも、王奐の才能の表
れだったと言えよう。桂陽王休範伝の末尾には王が健康で敗
死した後、その根拠地江州尋陽を晋熙王の軍が平定したとあ
るが、それも当然王奐の指揮によるものだったであろう。

桂陽王の平定後、蕭道成が次第に朝廷の実権を掌握、以後

の政治史は蕭道成とそれに対抗する袁粲・荊州刺史沈攸之と
の対立を基軸に南斉成立に向かつて展開していく。この時点
での王奐の立場は史料上明確ではない。但し袁粲と王彧との
間には深い交友関係が存在した〔南史〕一三三、王彧伝）。ま
た次にあるように、奐のいとこ王蘊は袁粲・沈攸之の同調者
であった。

攸之の逆を爲すに及び、蘊密に司徒の袁粲等と結謀す
〔宋書〕八五、王蘊伝）。

順帝即位し、（袁粲）中書監に遷り、司徒・侍中は故の
如し・・・時に齊王、功高く徳重く、天命帰する有り。
粲自ら身は顧託を受けるを以て、二姓に事えるを欲せ
ず、密かに異図有り。丹陽尹劉秉、宋代の宗室、前湘州
刺史王蘊、太后の兄の子にして、素より武事を好む。並
びに齊王に容れられざるを慮り、皆粲と相結ぶ〔宋書〕
八九、袁粲伝）。

そして何よりも、

順帝即位し、齊王権を乗る。宗室劉晃・劉綽・卜伯興等

異志有り。太后頗るともに相関す（『宋書』四一、明恭王皇后伝）

とあるように、叔母王太后が反蕭道成グループの主要人物と考えられることから、王奐も袁・沈側にあつたと推測される。

王蘊については後述する王奐の経歴とも関わるため今少し詳しく触れておきたい。王蘊は桂陽王の反乱平定のため奮戦し、その功績によって元徽二年十月に湘州刺史に任命されている。その湘州在任中から沈攸之と深く結びついたと言う

出て寧朔將軍・湘州刺史と為る。蘊、輕躁にして、行業に薄し。時に沈攸之、荊州刺史となり、密かに異志あり。蘊、之と結厚す（『宋書』八五、王蘊伝）。

すなわち湘州在任中から反朝廷、つまり実質的には反蕭道成の運動に入つていったと言えよう。王蘊は沈攸之とも袁粲とも深い関わり合いを持ち、彼こそ両者を結びつけた張本人と言えよう。先に挙げた史料からは袁粲と沈攸之の連携は順帝即位（昇明五年七月）後から沈攸之の挙兵（同年十二月丁

巳）時あたりに成立したかのように受け取られる。ただ攸之反乱挙兵の十日後、その報が都に届き蕭道成が朝堂に入守、その四日後に袁粲等が石頭城で挙兵している。この速やかな反乱挙兵、また王蘊の湘州での活動を考え合わせると、より早期から袁・沈連携は成立していたのではなからうか。袁粲はその伝によれば桂陽王平定後急激に政治に対し消極的態度を取るようになる。これは桂陽王反乱後昏虐の性格をあらわにしつつあつた後廢帝への対応であろうが、さらには粲の蕭道成派に対するポーズ・韜晦だった可能性もある。このように元徽二年年末頃から政治状況は一層緊張をはらんだものとなつていく。それが王奐の経歴にも反映していると考えられる。

王奐は桂陽王平定後郢州長史から侍中・領歩兵校尉となる。その後また郢州刺史晋熙王の鎮西府長史（加冠軍將軍）・江夏武昌太守となつている。晋熙王が鎮西將軍に進号したのは元徽四年（四七六）九月なので（『宋書』九、本紀後廢帝）、王奐の鎮西府長史任命もその頃かと思われる。

ところでこの王奐の鎮西府長史任命と矛盾した史料が存在する。

沈攸之の荆楚に在るや、宋朝密かに之が備えを為す。元徽四年、上(蕭蹟)を以て晋熙王鎮西長史・江夏内史・行郢州事と為す(『南齊書』三、本紀武帝)。

この記事によれば元徽四年、晋熙王鎮西長史となつたのは蕭蹟、すなわち後の南齊武帝である。この二人の鎮西府長史の記事については以下のように考えるべきであろう。桂陽王の反乱平定後力を強める蕭道成勢力に対し警戒を深めた袁粲達は、明帝の死亡直後から荊州にあつて大きな軍勢力を蓄えていた沈攸之と連携し蕭氏勢力に対抗しようとした。その為に荊州に隣接する郢州に王奐を送り湘州の王蘊共々三者の連携を実現し、長江上流の勢力を強固にしようと思つた。因みに桂陽王反乱時、沈攸之は部下の軍主孫同・沈懷恩を郢州に送り晋熙王の節度を受けさせた(『宋書』七四、沈攸之伝)。晋熙王とあつてもそれが実質的には王奐を意味することは前述したとおりである。おそらく王奐自身と攸之の繋がりもこの頃から深まっていたのであろう。

この袁粲側の動きに対し蕭道成は吏部を取り込んで巻き返しを図る。急遽王奐を祠部尚書に任命し、かつ「掌吏部」とした(『南齊書』本伝)。当時の吏部尚書は王僧虔であり、彼

は元徽四年十月右僕射に昇進している(『宋書』九、本紀後廢帝)。したがつて王奐の吏部管掌は十月のこととなる。こうした人事は同年六月に本官の中領軍將軍(鎮軍將軍・南兗州都督刺史)に尚書左僕射を加官されていた蕭道成の主導によるものであろう。

吏部管掌を名目に王奐を都に留め、代わりに息子の蕭蹟を郢州に送り込んだ蕭道成の措置は結果的に絶大な効果をもたらした。蕭蹟は郢州を確保し、さらに沈攸之反乱時に郢州を名將柳世隆に預け、自身は下流江州益城に立てこもり沈攸之の東下に備えた。これを知つた蕭道成は「此、真に我が子なり」と言つて喜んだという(『南齊書』三、本紀武帝)。蕭蹟の郢州・江州確保は、沈攸之の東下を妨げたばかりでなく、それ以前にも荊州(沈攸之)と建康(袁粲)との連絡を困難にしたであろう。かつ荊州の情報而建康の蕭道成にもたらす役目をも果たしていた。例えば先述の王蘊は元徽四年末から五年にかけての頃母の喪に服するため湘州刺史を辞し建康に帰還することになった¹⁶。その際先ず巴陵(湖南省岳陽市)で攸之と面会し密謀をこらした。ついで郢州に立ち寄り、長史蕭蹟が弔意を述べるため自分を迎えに出た機会に蕭蹟を捕え郢州城を乗っ取ろうとした。その動きを察知した蕭蹟は病と

称して蘊に会わなかつた。蘊は建康に到着後又東府城の蕭道成に面会し同様の拳に出ようとしたが、道成も会おうとはせず、この計画は再び未遂に終わったという（『南齊書』一、本紀高帝上）。王蘊の巴陵での動き、郢州での言動、それはすぐに蕭蹟に知らされ、さらに蕭蹟から建康の道成にも情報としてもたらされたのであろう。こうした情報戦での優位が蕭道成の最終的勝利・南齊王朝成立の大きな契機となつた

元徽五年（四七七）七月、蕭道成の意を受けた王敬則らによつて後廢帝は殺害され皇弟の順帝が即位する。昇明元年と改元された同年十二月、攸之は荊州で反蕭道成の挙兵をする。それに呼応して袁粲も石頭城で挙兵するが直後に敗死する。王蘊は挙兵して袁粲に合流しようとしたが失敗し捕えられ処刑されている。翌年一月沈攸之も郢州を攻めあぐねる中江州から蕭蹟の送つた軍に攻撃され自殺する。蕭道成は建元元年（四七九）四月に即位し南齊王朝が成立する。

この間王奐は先ず順帝即位時に冠軍將軍・丹陽尹となり次いで吳興（浙江省湖州市）太守（冠軍將軍）となり、さらに征虜將軍に進号している。南齊成立時には吳興太守のまま左將軍に進号している。表面的には王奐は無事に宋齊革命を乗り切つたように見える。しかし王蘊の反乱時、蕭蹟は、

王奐、宋家の外戚、王蘊みずから逆党に同ず。既にして其の群徒なれば、あに能く異意なからんや。我、具に以て啓聞せんと欲す（『南齊書』王奐本伝）

と言ひ、明らかに王奐に対し警戒をしていた。この際は蕭蹟の部下で王奐の疏族だつた王晏のとりなしによつて、事なきを得たと『南齊書』は続ける。蕭道成父子は王奐に対し決して心を開いていないのである。王奐が劉宋王朝の外戚であり王蘊の近親者だつたという理由のみによつて警戒されたのではなく、本章で述べたようにその警戒の裏には王奐の高い手腕に対する認識もあつた。それは南齊期に入つてからの王奐の経歴とその政治的行動に影響していた。

三、南齊期の王奐

（一）領軍將軍就任を中心として

（i）王奐と南蛮府・江州軍府の廃止

南齊建元年間の王奐の経歴は以下のようである。元年の呉興太守（左將軍）を皮切りに二年には、太常・領鄱陽王鎭師から侍中・秘書監・領驍騎將軍へ遷り、三年に荊州刺史臨川王映の鎮西府長史・領南蛮校尉・南郡内史（征虜將軍）へと遷っている。二年から三年にかけて「一歳三遷」となったため、上表して南蛮校尉を固讓しようとした。その上表文の中で荊州が沈攸之の反乱により荒廢し民力が回復していないこと、にもかかわらず劉宋末期に廢止された南蛮府が建元元年に再置され、「職司増広し、衆勞務倍、文案ますます煩わし」（『南齊書』本伝）と述べ、南蛮府自体の廢止を提言し、勅許を得て、かつ前將軍に進号されている。

この南蛮府廢止に関しては後述することとし、王奐のこの先の経歴をたどろう。建元四年（四八二）三月に蕭道成が死亡し、武帝（蕭頤）が即位する。即位直後に王奐は尚書右僕射に徵され、半年後使持節・監湘州軍事・湘州刺史（前將軍）となる。二年後の永明二年（四八四）散騎常侍・江州刺史に徙る。この時「初めて江州軍府を省く」（『南齊書』本伝）と記されている。江州軍府廢止が今見た南蛮府と同じく王奐の提案によってなされたかは不明である。但しその廢止に伴う事後処理・整理に当たったのは間違いないだろう。永

明四年に右僕射・本州中正に遷り、この人事に関しては「奐、學術無けれども事幹を以て処せらる」（同前）と記される。すなわち実務能力の高さが評価されたという。ついで尚書僕射に遷る¹⁷。そして六年閏十月に散騎常侍・領軍將軍に遷っている（『南齊書』本伝、本紀三武帝¹⁸）。その在任は左僕射・（加給事中）に転ずるまで続く。『南史』本紀によれば永明八年正月である。

ここまでの経歴の中で注目すべき点は、荊州南蛮府・江州軍府が王奐の着任とともに廢止された事である。今一つの点は、王奐が建元年間侍中・秘書監・領驍騎將軍となり、永明六年にも散騎常侍・領軍將軍と繰り返し高位の中央武官となつてゐることである。

南蛮府が廢止された前例としては、劉宋孝武帝孝建年間的事例がある。「罷南蛮校尉、遷其營于京師」（『建康實錄』卷十三）との記事から、廢止後軍營は都に移されている事が分かる。これについて小尾氏は地方軍を弱体化し中央軍を強化する孝武帝の政策の一環としてゐる¹⁹。

一方江州の軍府が廢止されたのは東晉末義熙七年予州刺史劉毅の上奏によつて行われた例（『晉書』八五、劉毅伝・『宋書』五二、庾悦伝）、さらに劉宋元嘉年間北伐にそなえ雍州

の軍資を充実するため江州軍府を廃止しその人員・軍資を雍州に移管させた例（『宋書』七九、竟陵王誕伝）がある。劉毅は上奏の中で、桓玄の篡奪・盧循の反乱によって江州が荒廃したものの軍府が置かれ続けその負担が江州の民衆に重くのしかかっていたという点をあげている。これは王奐の南蛮府廃止の理由、民力の疲弊と共通する。但しそれはかなり表向きの理由である。劉毅は当時の江州都督刺史・建威將軍だった庾悦の持つ軍資と兵員を奪うために庾悦の都督將軍号を剥奪し軍府を廃止させたのである。劉毅はこの上奏を行った前年桑落洲で盧循率いる民衆反乱軍に敗れ、將軍号を降号され甚だしく權威と力を落としていた。それを挽回するための措置だったと思われる。さらに遡り東晋太元十六年の事として次ぎの記事がある。

十六年五月、飛蝗南より来たりて堂邑県（南京市六合区）界に集まり苗稼を害す。この年の春、江州の兵營の甲士二千人・家口六七千人を發し、護軍及び東宮に配す。後尋いで散亡し殆ど尽く。又辺將連なりて征役あり。故にこの孽あり（『晋書』二九、五行志下）。

この場合、江州軍府そのものの廃止ではないが、江州軍府の人員が都の護軍營及び東宮に移動されている点、興味深い。これは当時江州都督刺史・右軍將軍だった桓伊が、護軍將軍として徵還された際、「以右軍府千人自隨、配護軍府」（『晋書』八一、桓伊伝）という記事に対応する。さらに言えば、この江州の兵營の甲士・家口は、桓伊の族父桓宣が東晋初郷里の譙国から東晋に南来する際、淮南各地で収合した様々な集団数千家が元となつていられると思われ。桓宣は祖述・周訪に次ぐとされた流民集團のリーダーである。桓宣はその集團とともに江州尋陽・武昌（湖北省鄂城市）と移動し、さらに襄陽郡界に設置した義成郡（湖北省十堰市丹江口市）に「淮南の部曲」（『晋書』八一、桓宣伝）を安置した。桓伊が護軍府に移動した集團は、兵士と家口が共に把握されている点から明らかに兵戸であり、流民集團がその元と考えられる。桓伊と桓宣の血族關係から考え、江州に残された桓宣の集團の変化したものの可能性が高い。流民集團が元となつた兵戸と護軍營のつながりは、かなり早くから江州軍府と中央軍の關係が存在したことを示している。

王奐在任中の江州軍府廃止については後で再び触れるが、これまでの諸点を踏まえれば問題は廃止された軍府の人員・

軍資が廃止後いかなる処置を受けたかという点にある。王奐
在任中江州軍府が廃止された永明二年には、南徐州（京口）
の軍府も廃止されている。その意味は明らかではないが、小
尾氏はこれについても、南徐州軍府、即ち北府軍団が中央軍
化された事に関連するものとして着目している²¹。この小尾氏
の指摘が当たっているのならば、そして劉宋元嘉年間の江州
軍資・人員の雍州への移管、孝建年間の南蛮府廃止後の軍管
の都への移管という例を踏まえれば、王奐によって廃止され
た南蛮府と江州軍府の人員・軍資も、当時の皇帝が最も強化
を希望していた軍事機構、すなわち中央軍へ編入されたと想
定される。

王奐は南斉高帝・武帝のこうした意向を荊州・江州赴任前
より承知していた可能性がある。それは、先にあげた王奐の
経歴上の二番目の注目点につながる。王奐は建元年間侍中・
秘書監・領驍騎將軍となっていた。一、で述べたように侍
中・秘書監という文官に驍騎將軍という中央軍武官を兼領
（帯帖）することは、当該文官のみに就官するよりも遙かに
名誉なこととされていた。したがって王奐のこの兼領は彼の
清顯ぶりを示すものである。それと共に、これも一、で述べ
たように中央軍の武官を兼領した貴族は近衛武官として朝

直・宿衛の任を負っていた。皇帝の身近にいたことは皇帝の
中央軍強化への志向を十分に理解する機会を有していた可能
性を示している。では王奐が驍騎將軍を兼領し、南蛮府・江
州軍府が廃止された建元年間から永明年間にかけての中央軍
を取り巻く状況はいかなるもので、皇帝はその強化を望む状
況下にあったのか、この点を考察したい。

建元年間の中央軍の主立った将帥達の状況については既に
小尾氏の指摘がある²²。その指摘にあるようにこの時期領軍将
軍以下多くの中央軍武官は北魏との戦線へ出撃している。氏
の記述と重なる点もあるが、今一度この点を確認したい。以
前拙稿で述べたように南斉の成立は対外的には北魏との緊張
が一旦表面的にはあるが弛緩した中で行われた²³。但し蕭道
成は予州（寿春、安徽省寿县）刺史に徐州豪族出身の垣崇祖
を配置するなど警戒を怠らなかつた。道成即位の翌年二月、
北魏は先ず寿春方面を、その後司州・雍州・荊州方面に展開
していた大陽蛮らの蛮勢力と連携し、南斉を攻撃していた。
この北魏の攻勢に対し立ち向かったのが以下の中央軍将帥達
だった。先ず領軍將軍の李安民。彼は嘗て淮陰（江蘇省淮安
市淮陰区）で蕭道成が結集した徐州出身の「豪族的武將」²⁴の
一人である。寿春を攻撃した北魏軍に対抗し、その後も建元

年間のほぼ全期間にわたって淮水中・下流域で北魏との戦闘に従事している（『南齊書』二七、本伝）。また左衛將軍の劉懷珍。三齊豪族たる平原劉氏の一員で劉宋孝武帝の下で直閣將軍（禁衛軍隊長）として仕えていた時、中書舍人だった蕭道成と知り合い交友を深めていた。沈攸之反乱時から積極的に道成の協力者となつてゐる。彼もおなじく寿春方面に出撃する（『南齊書』二七、本伝）。司州（義陽、河南省信陽市）方面には右衛將軍の呂安国が派遣された。安国は広陵（江蘇省揚州市）の人。劉宋晋安王子助の反乱時に反乱側の予州刺史殷琰を討伐した劉勳の副將として頭角を現す。彼も沈攸之反乱の頃から蕭道成の協力者となつてゐる。建元二年本官の右衛のまま総荆郢諸軍北討事となり義陽の西関に駐屯した（『南齊書』二九、本伝）。さらに游擊將軍の曹虎・桓康は建元三年、北魏占領下の淮北地方の民衆が南齊に帰属の申し入れをしてきたのに対し、彼らを淮陽（安徽省宿州市泗県）で保護すべく出撃してゐる（『南齊書』三〇、曹虎伝、同桓康伝）。曹虎は下邳（江蘇省徐州市邳州市）の人。劉宋明帝末期に禁衛兵たる直廂となり、桂陽王反乱時から蕭道成の下で武將として働いてゐた。桓康が劉宋孝武帝期から蕭道成に蓄養されてゐた軍容であることは、安田二郎氏に指摘がある。

このように劉宋期から蕭道成と深い繋がりのある將領によつて編成されてゐた建元年間の中央軍は、厳しい戦闘状況にあつた対北魏戦線へと専ら投入されてゐた。したがつて中央軍の人員・軍資の強化は喫緊の課題であつただろう。建元年間の荊州南蛮府の廃止は、やはり中央軍強化に関連したものである。

さて今挙げた游擊將軍曹虎のその後の経歴は王奐の江州刺史在任中の江州軍府廃止と関連し興味深い。彼は武帝の即位後武帝の弟で江州刺史都督だつた安成王の南中郎府司馬・南新蔡（湖北省黃岡市黃梅県）太守となる。安成王が永明元年征虜將軍となるとそれに従い征虜府司馬に徙る。その翌年（永明二年）江州の蛮が争乱を起こすと武帝は虎を（板輔國將軍・領尋陽相）伐蛮軍主とし、江州の治所尋陽に駐屯させてゐる。次いで伐蛮軍主・板輔國將軍のまま、また游擊將軍に除せられてゐる。虎は永明六年大陽蛮桓誕が北魏軍と共に南北朝境界上の隔城（河南省桐柏市）を攻撃するとそれに対応するため派遣され同年四月、桓誕に対し決定的な大勝利を得、二千人を捕虜としてゐるが（『南齊書』三〇、本伝）、それまで江州に伐蛮軍主・游擊將軍として活動してゐたようである。王奐が江州刺史に任命されたのは永明二年三月である

から、江州の軍府が省かれたのはそのしばらく後であろう。その頃江州では曹虎が遊撃將軍・軍主として存在していた。であるならば江州州鎮の軍府は省かれて中央軍將領である曹虎の指揮下に移管され、さらに虎の隔城進撃と共に移動していったのではなからうか。この推測が当たっているならば、江州軍府の廃止もまた中央軍の強化の為だったと言えよう。南蛮府・江州軍府の中央軍への編入、それを実行するのに伴う様々な実務は王奐によってなされたであろう。こうした王奐の行動は、南斉皇帝、特に王奐に対し根強い不信心・警戒感を持っていた武帝の信頼をある程度獲得するのに成功した。永明六年閏十月に領軍將軍となったことがそれを示している。領軍將軍は言うまでも無く中央軍のトップだからである。

では、王奐が領軍將軍となった頃の中央軍は如何なる状況にあり、武帝は何を目的に王奐を領軍將軍に任命したのか次に考察したい。

(ii) 王奐の領軍將軍就官と護軍將軍人事

武帝即位後最初の領軍將軍は、蕭景先である。宗室の一員

であり、建元年間には司州で北魏軍やそれと連携した義陽の地元勢力と攻防をかさねていた。武帝が即位すると侍中に徹され左軍將軍を領しついで領軍將軍を兼職した。

上に事え盡心、故に恩寵特に密なり（『南齊書』三八、本伝）

とあるように武帝との仲は極めて近かった。又、

車駕郊外に射雉し行游するに、景先常に甲仗し従い左右を廉察す（同前）

とあるようにその有り様は正に近衛武官としてのものだった。母の喪にあうが直ちに勅命によって領軍將軍に起復している。ついで領軍將軍には、蕭順之（永明三年八月）蕭鸞（中領軍、四年五月）蕭緬（中領軍、五年十月）と宗室メンバーが続いた。彼ら宗室出身の領軍將軍に武帝が期待したものは、恐らく景先と同じであろう。但、四年初に富陽（浙江省杭州市富陽区）の人唐寓之が浙江流域一帯で反乱を起こすが、これに対しても宿衛兵が派遣され鎮圧に当たった（『南

齊書』本紀三)。それは当時の領軍將軍蕭順之の指揮によつたであろう。これら宗室メンバーに次いで領軍となつたのは先述した呂安国である。

六年領軍將軍に遷る。安国累りに將率に居り、朝に在りては宿旧を以て遇さる(『南齊書』二一九、本伝)

とあるように大ベテランの旧將であることが、領軍就任の理由であろう。しかし以前からの病のため四ヶ月でその地位を王奐に譲ることになる。王奐の就任要因の筆頭は前述したように「事幹を以て処せらる」というその実務能力であろう。王奐の領軍在任中の活動については全く記録がないが、その就任が永明六年四月の隔城での大勝利の後であることを考えれば、北魏・蛮連合軍との戦いで消耗した中央軍の人員・軍資の回復、また游擊將軍曹虎が得た捕虜二千人への対応がその主たる使命であつたと考えられる。

ところで王奐の就任期間(永明六年閏十月から永明八年正月)、領軍に並ぶ中央軍將領である護軍將軍の人事にある特徴が見られる。永明七年二月、武帝第四子巴東王子響が、同年三月第八子隨王子隆が、八月第九子建安王子真が、十二月

第五子安陸王子敬がそれぞれ立て続けに短期間中護軍あるいは護軍に就任しているのである。永明年間全体に時期を広げ諸王の護軍就官者を見てみると、二年に第二子竟陵王子良(一月から十一月)、五年に第三子廬陵王子卿、六年子卿の後継に長沙王晃(高帝第四子)がいる。彼らのうち巴東王は中護軍の次に江州刺史・荊州刺史、建安王は郢州刺史に転じている。隨王は中護軍から一旦侍中・左衛將軍に転じその後荊州刺史となる。諸王が護軍・中護軍から地方重要州鎮長官に転任する例は、他にも見られるが、このように短期間のうちに頻繁に慌ただしく護軍に就任・離任したのは珍しい。この時期これら諸王はいずれも十代半ばから二十歳前後にあたり、武帝が漸く彼らに政治的軍事的に本格的な役割を期待し始めた頃にあたる。張金龍氏はこうした諸王の護軍就任について、護軍將軍が禁衛軍としての機能実権を失い、いわば名誉官化したと指摘する²⁶⁾。確かにそうした側面もあるかもしれないが、彼らの就官コースから見ても、護軍就官はその後に予定された州鎮長官としての活動に重みと何らかのメリットを与えるための必須の過程とも考えられる。地方軍鎮長官と護軍との関連について、庶姓ではあるが南齊王朝最初の中護軍・護軍將軍となつた陳顯達を例に考えてみたい。

陳顛達は劉宋孝武帝期に前軍將軍張永の幢主、即ち小隊主となつたのを皮切りに、「勞を以て驅使を歴た」（『南齊書』二八、陳顛達伝）、即ちたき上げの軍人である。桂陽王反乱時から蕭道成に従い以後変わることはない忠誠を貫いた。

建元元年に護軍となり、翌年南兖州都督刺史として先述した領軍以下の中央軍武官と同様寿春方面で北魏軍に対抗している。その後益州都督刺史を経て永明二年に再び護軍となり、五年に護軍將軍のまま雍・司州方面で北魏軍とともに反南齊の活動を始めた蛮酋桓誕に対抗するため南陽郡に出撃している。さらに続けて桓誕討伐のため雍州都督刺史に就任し八年半ばまで在任している。護軍就官の後地方軍鎮への出鎮を繰り返し、特に護軍として雍州に出鎮しそのままその地域の州鎮長官となつている顛達のありようから、こうした中央軍將領の率いる中央軍が地方重要軍鎮の中核的軍事力を形成した可能性がうかがえる。

また次にあるように、地方重要軍鎮への出鎮を命ぜられた護軍將軍たる諸王が積極的に中央軍將領を地方軍鎮へ伴なうとした例もある。

（永明）七年、都督・荊州刺史となる。直閣將軍董蛮、

粗にして氣力有り、子響、ともに行くことを要（もと）む（『南史』四四、齊武帝諸子巴東王子響伝）。

永明七年は今述べたように子響が中護軍となつていた年であり、直閣將軍は張氏が指摘するように、宮殿の正殿・便殿等に宿衛兵を率い入直し皇帝を侍衛する禁衛武官である。⁽²⁸⁾この例は陳顛達が着任した当時の雍州のように戦時下にあつた州鎮ばかりでなく諸王出鎮が行われる平時の重要軍鎮にも中央軍武官出身の幹部がいたことを示唆する。また諸王の護軍就官が、護軍として影響下に置いた中央軍武官を、近い將來自らが出鎮する地方重要軍鎮の中核に配置する一つの手段・経路となつていた事を物語る。それは単に自らの力を強めるためばかりではなく、出鎮先の軍府に存在する中央軍出身の兵士・中堅將校に対する統率を円滑ならしめるためでもあつたと思われる。

もとよりいまだ年少の諸王がこうした人事を主導する事は困難だつたであろう。この時期中央軍と地方軍の人事に関する実務は恩倖である呂文度が担当していたことは、次の史料から明らかである。

世祖即位し、制局監と為る（中略）殿内の軍隊及び外鎮に發遣する人は悉く之を闕し、甚だ要勢あり（『南齊書』五六、倖臣呂文度伝）。

ただ呂文度も自分の裁量で自由に人事を行えたわけではない。武帝について同じ倖臣伝は、

永明中、親近に敕して輒ち申薦あるを得ず、（それに違反した場合）人士は免官、寒人は鞭うつこと一百。上、性尊嚴（中略）故に左右威を畏れ意を承け、隸する所にあらざれば敢えて言あるなし（同前）

とあることから、武帝は親近、即ち恩倖達にも勝手な人事を禁じていた。実際の人事はまさに武帝によって決定されていたと言いうる。護軍の人事を通して見られる中央軍の地方軍への進出は、皇帝による地方軍統治をより円滑ならしめようとするとともに皇帝自身の意志の反映だったと言えよう。諸王の頻繁な護軍交代が行われたこの時期に領軍だった王奐に武帝が期待したのは、先に推測した中央軍の人員・軍資の回復とともに、護軍経験者たる諸王が地方に出鎮する際にそれに

随行する中央軍武官の選任を武帝の内意を忖度しつつ、呂文度らと決定することにあつたと思われる。

このように南齊初めから永明年間にかけての領軍・護軍將軍は、一面では本来の近衛司令官としての性格を持ちながら、一方では出征に関与するという小尾氏が指摘した国軍体制を体现する將領でもあつた。領軍としての王奐は直接にはそうした近衛的活動や出征には関わらなかつたが、中央軍の強化、さらにその地方軍への進出を支える機能を果たしていたかに思われる。

以上本節（i）（ii）において王奐の領軍將軍就官にいたる事情・背景を地方軍・中央軍と王奐との関わりを中心に考察した。さて、（ii）で指摘したように、南齊期に護軍は地方軍鎮とかなり深い関連があり、護軍將軍経験者が地方重要軍鎮へ出鎮することによって中央軍が地方軍の中核に存在する状況が生まれていた。後述するように王奐の雍州出鎮の際も中央軍兵士が同行したとうかがわせる史料がある。つまり護軍ばかりでなく領軍將軍経験者も地方出鎮することによって同様の事態を生み出していたのである。

王奐は領軍將軍以降、尚書左僕射（加給事中）となり、次

いで永明九年六月に、使持節・散騎常侍・都督雍梁南北秦四州鄠州之竟陵司州之隨郡軍事・鎮北將軍・雍州刺史となつた。節を改め、雍州都督・刺史となつた事情を考察したい。

(2) 雍州刺史就任をめぐって

雍州は、劉宋元嘉年間以来北伐の拠点となり、皇子出鎮が頻繁に行われた重要軍鎮でもあつた。南斉期になつてもそれは同じで、雍州刺史都督の顔ぶれには、鄱陽王鏘（高帝第七子、建元四年）晋安王子懋（武帝第七子、永明十一年）らの皇子、蕭赤斧（建元二年）蕭緬（永明八年）蕭遙欣（永泰元年）蕭衍（同前）らの宗室メンバーが含まれる。但し北魏との軍事状況が緊張した際にはまさに軍事のプロともいふべき庶姓の武人が配された。前節で述べた陳顯達、曹虎（隆昌元年から建武年間）である。その他庶姓出身者としては張瓌（永明四年）がいる。彼は前任者の鄱陽王（着任当時十一歳）の行事として雍州に赴き、その後任となつた。南人貴族の代表であり、また代々豪気あることで知られた呉郡の張氏の一人であるが、雍州赴任直前の官は度支尚書である。尚書左僕射から雍州都督刺史となつた王奐がその他の雍州就官者と比

べ官歴上やはり特異なケースであることが明らかである。

王奐の前任者蕭緬は陳顯達の後任として永明八年七月に着任した。彼は蕭道成の次兄道生の息子で着任当時三六歳、王奐との類似点は前節で触れたように永明五年に中領軍將軍となつてゐることである。雍州赴任前には呉郡太守として名声を得、武帝にも高く評価されていた。雍州刺史としても

辭訟に留心し、みづから隱卹し、劫抄度口するも皆赦遣し許して以て自新せしめ、再犯すれば乃ち誅を加う。百姓の畏愛する所となる（『南齊書』四五、宗室、安陸昭王緬伝）

という人物であつた。繰り返しになるが雍州一帯は永明五年から六年にかけて大陽蛮酋桓誕と連合した北魏軍と陳顯達率いる南斉軍との激しい戦闘が続き情勢は南斉に有利に展開していた。それをうけ北魏孝文帝は永明七年（北魏太和十三年）に通好のため員外散騎常侍邢産を南斉に派遣し、両王朝の間に聘使の交換が相次ぐようになる。さらに翌年北魏馮太后が死亡し、孝文帝服喪によつてさらに戦闘再開の可能性は遠のいてゐた。

しかし武帝は北魏との間に戦闘の可能性がなくなつたと思つたわけではなかつた。王奐の誅殺後のことであるが、永明十一年武帝は王奐の後任として雍州刺史に任命した第七子の晋安王子懋に対し、北魏が攻撃軍を送ってくる可能性は低い²⁹が、備えは少しの間も怠つてはならない、さらに南陽や舞陰の要所に偵察を配置せよ、糧食は最も重要、兵員確保より気を配れ、駅亭の馬に事欠かぬように、都督下の諸州にもこのように言いつけ、もし従わぬようならすぐに問いただせ、などと辺略を授けている。²⁹すなわち永明七年以降和平が図られる一方、雍州一帯では民力の回復とともに北魏への警戒が続けられ、武帝の信頼を得ていた蕭緬が派遣された。しかし赴任後一年に満たず蕭緬は病死した。当時武帝の弟、あるいは息子達には成年皇族として雍州刺史都督となりうる人物が幾人も存在した。こうした皇族ではなく王奐を起用した背景には、王奐の実務能力はさておき、永明八年八月に起きた荊州刺史巴東王子響の反乱が影響したと考えられる。

子響の反乱は、武事を好んだ王が勝手に兵士を集め蛮と交易して武器を蓄えたこと、それを長史・典籤といった監視役によつて皇帝に告発され、それを知った王が告発者を処刑したことが契機となつておきた〔南齊書〕四〇、魚復侯子響

(伝)。地方軍鎮長官たる諸王を皇帝の代理・監視役たる長史や典籤によつてコントロールする劉宋以来の体制が、南齊高帝・武帝期においてさらに厳しくなつていたことは諸史、特に『南史』が強調する事である。³⁰その厳しさ故にその体制は破綻をきたした。また前節で述べたように、巴東王の出鎮に際して中央軍の將領が王の直屬軍として配置されてもいた。しかしそれにも関わらず反乱は起きた。そこで武帝は他の皇子の起用を保留し、その実務能力を高く評価していた王奐を雍州に送つたと思われる。今一点王奐起用の理由として付け加えるならば、その領軍將軍としての経歴を挙げうる。雍州軍府には陳顛達着任以来先述したように中央軍の將領・兵士が存在していた。顛達は永明八年に侍中・鎮軍將軍として都に徵還されているので、その際彼の下にいた中央軍の將領・兵士のいくらかの部分は共に帰還したであろうが、後任者の蕭緬が中領軍経験者であつたためかなりの部分が雍州に残されたと考えられる。また緬の中領軍就任期間中、その下で中央軍將領兵士だった人員で雍州軍府に同行した人員も多く残存していたであろう。こうした中央軍出身の雍州府の人員を率いるのに領軍経験者の王奐は適任とされたと思われる。因みに王奐が雍州在任中、武帝は特別の配慮をした。

(武帝) 行北諸戎の士卒、多く纏繞なるを以て、袴褶三千具を送り、奐をして之を分賦せしむ(『南齊書』王奐伝)。

この北方へ派遣された諸戎の士卒とは王奐とともに、あるいはそれ以前に雍州方面に配置された中央軍の兵士と思われる。その兵士の軍装に皇帝が配慮するのは、中央軍の姿に皇帝の威光を反映させるためであろう。

以上本節で述べたように、王奐の雍州刺史登用については、王奐自身の才能に加え、巴東王の反乱の影響、雍州における中央軍の存在という要因を考えるべきと思われる。では、王奐がなぜ襄陽で反乱するに至ったのか、次節で考察したい。

(3) 反乱

王奐の反乱は、王奐と寧蛮府長史劉興祖との対立から始まった。御史中丞孔稚珪の王奐彈劾文(『南齊書』王奐本伝)によると、その経緯は次のようである。

元々王奐と劉興祖は不仲であったが、王奐が軍主の朱公恩に命じ雍州一帯の蛮を征討させたが失敗した。劉興祖はその事を武帝に啓聞するとして王奐との対立が激しくなった。王奐は永明十年九月十八日、その仗身三十人に命じ興祖の身柄を拘束し投獄した。また以前に寧蛮府所管の安定郡の蛮が不正に物品を取引していたのを劉興祖が王奐に報告したが、王奐は不問に付していた。王奐はその蛮に命じ仗身とともに興祖を獄で監視させる一方、興祖が山蛮を扇動し反乱を企んでいると武帝に告発した。武帝は直接興祖を尋問するとして、王奐に興祖を建康に送還するよう命じ、その勅書が十一月十九日に王奐のもとに届いた。王奐は興祖の口から自分の不始末が露見するのを恐れ、興祖の食事に毒を盛るなどしたが興祖に悟られ失敗、十一月二十一日獄中で興祖を殺害し、表向きには自殺したとした。興祖の門生が朝廷に直訴し、問題が明らかになった。彈劾文のあらまは以上である。朝廷は中書舍人呂文顯・直閣將軍曹道剛に五百人の皇帝宿衛兵を引き連れ王奐の逮捕に向かわせ、さらに江陵からは当時荊州鎮西府司馬だった曹虎に命じ襄陽で朝廷軍に合流させた。王奐は、早く武帝に対し釈明文を送るようにと懇願する女嬭で雍州府長史の殷叡の意見を受け入れたが、奐の息子彪は兵を率

い朝廷軍に抵抗し州城に立て籠もった。こうした事態の中で一刻も早く呂文顯・曹道剛と面会するようにと言う門生に對し王奐は、次のように答えた。

我、賊を作(な)さず。先に啓を遣(つか)わし自申せんと欲するも、まさに曹・呂の輩の小人のあい陵藉するを恐る。故にしばらく閉門して自守するのみ(『南齊書本伝』)。

「小人」、即ち卑しい身分出身の寒人たる呂文顯・曹道剛らに對する王奐の貴族意識が見て取られる。王彪は曹虎の軍と戦い敗れ、再び州城に立て籠もるが「土人」乃ち襄陽の豪族達が州城を攻撃し、雍州府司馬黃瑤起・寧蛮長史裴叔業が城内で奐を攻撃し、永明十一年三月奐は殺害された。

王奐と劉興祖との対立が反乱の要因ではあるが、両者の蛮に對する対処の差など雍州が抱えていた蛮問題が底流にあつたと考えられる。ただそればかりでなく雍州府の人的構成も遠因の一つと考えられる。劉興祖について他に全く記録がないため判然としないが、その寧蛮府長史という官位から多少の推測が可能となる。南齊永明年間に寧蛮府長史となつた人

物としては今挙げた裴叔業がいる。彼は予州(寿陽)の豪族であるが、その伝(『南齊書』五二)によれば、劉宋末に羽林監、南齊初年に屯騎校尉、永明四年に右軍將軍となるなど中央軍武官経験者である。一方劉興祖について、先述したように王奐の軍事的失敗を武帝に直接啓聞しようとした事から武帝と密接な関係がうかがえる。おそらく劉興祖も中央軍武官出身者なのではなからうか。因みに王奐の命を受け雍州で蛮討伐に当たつた朱公恩についてもその可能性が高い。彼の名は史書の中で他に二カ所現れる。一つは永明二年益州刺史から都に護軍將軍として徵還された陳顛達の部下としてであり、今一つは同六年江州から隔城の北魏・大陽蛮連合軍に對抗すべく進撃した游擊將軍曹虎の部下としてである。³¹⁾これらの点は朱公恩自身も中央軍の中堅將校であり、おそらく六年の隔城の戦いの後、旧主である顛達の下に移り、顛達の雍州刺史任命とともに襄陽に駐屯し、そのまま蕭緬・王奐という二人の雍州刺史の下にいたのであろう。

このように王奐は赴任した雍州府において多くの中央武官出身の人士に取り巻かれていた。それは本来ならば領軍將軍経験者である王奐の雍州府統治を円滑ならしめる可能性にながったはずである。しかしそうした將領達は自らと武帝と

の繋がりを優先し、王奐の統治に厳しい目を向けていた。このように雍州府の特徴的な人的構成が王奐反乱の遠因と考えられる。この人的構成は、小尾氏のいう国軍体制、即ち劉裕の遺詔②③よってその方向性が定められた中央軍を大臣に統率させ重要事態をむかえた地方に派遣するという体制の一つの具体例と言えよう。従って王奐の反乱は、その体制のはらむ矛盾の露呈とも言えよう。

最後に今一つ、王奐統治下の雍州府の特徴として寧蛮校尉の問題について指摘しておきたい。寧蛮校尉は、「部領蛮左、故別置蛮府」(『南齊書』一五、州郡志下)とあるように、雍州蛮を統御するための軍府であり、南齊期には前述した安定郡を始めとする二四の蛮郡を管轄していた。東晋末に設置され、劉宋全期にわたって雍州都督刺史府(大府)に対し雍州小府として存在し、歴代の雍州刺史は殆ど例外なく寧蛮校尉を兼任した。⁽³³⁾南齊期にはいつてもそれは同様だったが、この王奐は寧蛮校尉となっていない。これは記録の欠落であるかもしれないが、留意すべき問題であろう。もし彼が寧蛮校尉を兼職していないのならば当時の寧蛮府の実質的統治者は長史の劉興祖、また裴叔業となる。寧蛮校尉となっていない王奐は蛮府に関する事柄に関し直接指揮権を発動することは困

難であつただろう。長史である劉興祖は、その分王奐に対し自立的な立場にあつたと考えられる。これも王奐に対し厳しい態度を取る要因となつたであろう。王奐が寧蛮校尉でないとするならば、寧蛮校尉を与えなかったのはやはり武帝の判断だと思われる。そこには嘗て劉宋末王奐の手腕を恐れ、警戒した記憶が働いていたと思われる。武帝は自らと繋がりのある人士が寧蛮府・雍州府にいることを最大限利用し、都督・刺史である王奐の監視に当たらせたととも言えよう。

これらの諸点が王奐反乱の要因と考える

四、終わりに―残された問題

本稿で検討した王奐の経歴からは、皇帝の外戚たる有能な門閥貴族が王朝革命を経て新王朝からの厳しい警戒にさらされながら、それを凌ぐために「強濟」「事幹」たるその才能を駆使し奮闘する姿が浮かび上がってきた。それが南齊期、様々な方策によつて強化された中央軍の有り様と深く関わっていたことも明らかになった。さらにその死は、中央軍將領経験者・中央軍武官・兵士が進出した地方軍府の問題点・矛盾を示すものでもあつた。王奐の存在は、南齊期に入つても

門閥貴族中の有能なる者が中央軍武官の幹部としてさらには地方軍鎮幹部また長官として軍事に関わった事を立証している。この点小尾氏の、南朝期の軍事の担い手、軍権掌握者を寒門・貴族と単純に二分し論ずることはできないとする主張は正しいと言いうるし、また川勝氏の定説も一定の修正を求められる。但し小尾氏は、劉宋孝武帝期以降南齊期の貴族の軍権関与については、論じていない。時期的に視野を広める必要があると思われる。また本稿で指摘したように、王奐の雍州出鎮は、その才能に加え彼が領軍將軍経験者であった事、雍州府内における中央軍の存在という要因によって実現した。この中央軍を前提とした出鎮は、東晋期の貴族層が皇帝権からほぼ自立して地方重要軍鎮を掌握していたのとは、位相を異にする。

また小尾氏は中央軍の人員強化、即ち兵源の問題については専ら南徐州の流民・僑民に注目している。本稿で指摘したように中央軍の軍資・人員の強化については江州軍府・荊州南蛮府の問題にも関わる。特に江州軍府については東晋期の護軍將軍桓伊に関連し触れたように、かなり早期から中央軍との関わりが想定される。従って地域的にも今少し広い視野が必要ではなからうか。また中央軍は北魏との戦闘にあたる

国境上の州鎮のみならず、荊州のような平時の地方重要軍鎮にも進出していた。この地方軍への影響をも考慮する必要がある。筆者は領軍・護軍などの中央軍將領、またその経験者によって率いられた中央軍の地方軍への進出は、梁代の、「領軍、天下の兵要を管す」という事態を生み出す重要な下地になっていたと考える。

以上で本稿において筆者が述べたいことはほぼ尽きるが、貴族と軍事との関わりについて少しばかり所感を述べておきたい。劉宋明帝期から後廢帝期にかけて政權中枢にいたのは、二、で指摘したように袁粲・褚淵・蔡興宗・王彧らの貴族である。特に褚淵は護軍として軍事を担当した。さらに明帝死亡時に彼が行使した中央軍武官の選任権によって右衛將軍として蕭道成が中央軍中枢に入った。⁽³⁴⁾ かつ桂陽王の叛乱平定後、袁粲・褚淵の推輓によって道成は中領軍となり、その選任権をフルに活用し、三齊地方や徐州の豪族集団、自己の親族・宗族集団、さらに本稿で度々取り上げた陳顯達・曹虎ら劉宋中央軍兵士出身のたき上げ武人などさまざまな人士からなるその革命軍団を劉宋末から南齊にかけての中央軍として再編成した。このように褚淵の護軍としての活動は、寒門武人出身の蕭道成による王朝革命と密接な関係がある。こ

の点劉宋明帝期から南齊初期にかけての中央軍の組織に関する制度史的観点・構成人員の有り様と、寒門層と貴族層との政權を巡る政治史的観点とを関連させつつより深く考察する必要があるのではなからうか。

この王奐の事件を最後に門閥貴族が中央軍將領・地方軍鎮長官として積極的に活動するケースは無くなる。また軍事以外の方面においても中央における貴族の積極的政治活動は南齊武帝死亡時の王融（系図2、参照）による竟陵王子良擁立運動の失敗をもって後を絶つ。すなわち南齊永明年間は、東晉以来続いてきた貴族の文武両面における積極的活動の最後の時期と言いうる。永明政治史を南朝における一時期としてはなく、東晉以来の門閥貴族政治の終着点として考察する必要があるのではなからうか。

最後に今一点。王奐の誅死後、その息子の一人王肅は、北魏に亡命する。彼が孝文帝の下で所謂漢化政策のブレインとなったことはよく知られている。彼が経験した父王奐の誅死、それを引き起こした国軍体制の矛盾は、何らかの形で孝文帝以降の北魏の政治・軍事体制に影響を及ぼさなかったか、興味あるところである。

注

- (1) 『東方学報』京都、第三六冊、一九六四年、後、川勝氏「六朝貴族制社会の研究」(岩波書店、一九八二年)所収。
- (2) 吉川氏「劉裕」(新人物往来社、昭和四一年)、二三一頁。
- (3) 越智氏「南朝の貴族と豪族」(『史淵』第六九輯、昭和三十一年)。
- (4) 越智氏「劉宋の官界における皇親」(『史淵』第七四輯、昭和三十一年)。
- (5) 小尾氏「劉宋前期における政治構造と皇帝家の姻族・婚姻関係」(『歴史』百輯、二〇〇三年)。
- (6) 小尾氏「劉宋孝武帝の対州鎮政策と中央軍改革」(『集刊東洋学』第九一號、二〇〇四年)、「劉宋以后北府兵軍事地位考論——以東晉末劉宋初晉陵郡域上無実土僑郡县的掌控方式為考察中心——」(『南京晚庄学院学報』第五期二〇〇六年)、「南朝宋齊時期の国軍体制と僑州南徐州」(『唐代史研究』第一三號、二〇一〇年)。
- (7) 『東洋学報』第四四卷一第一號、一九六一年、後、越智氏「中国古代の政治と社会」(中国書店、二〇〇〇年)所収。
- (8) 張氏「南朝宋文帝初年政争と禁衛軍権」(『求是学刊』第三〇卷第五期、二〇〇三年)、「元嘉中期君相之争と禁衛軍権」(『社会科学战线』二〇〇三年第五期)、張氏著書第十二章劉宋禁衛軍官制度、第十三章南齊禁衛軍官制度、参照。
- (9) 諸王反乱については、安田二郎氏「晋安王子助の叛乱について——南朝門閥貴族体と豪族土豪——」(『東洋史研究』第二五卷四號、後、改題の上、安田氏「六朝政治史の研究」京都大学学術出版会、二〇〇三年、第Ⅱ編第六章に収録)、宋齊革命につい

ては、安田氏「蕭道成の革命軍団―淮陰時代を中心に―」（『愛知県立大学文学部論集（一般教育編）』二一、一九七〇年、後、改題の上、安田氏前掲書第Ⅱ編第七章に収録）、齊梁革命については、越智重明氏「州將蕭衍の拳兵をめぐって」（『軍事史学』九、一九六七年）、安田氏「南朝の皇帝と貴族と豪族・土豪層―梁武帝の革命を手がかりに―」（『中国中世史研究会編『中国中世史研究―六朝隋唐の社会と文化―』東海大学出版会、一九七〇年、所収、後、改題の上、安田氏前掲書第Ⅱ編第八章に収録）、梁陳革命については、拙稿「梁末陳初の諸集団について―陳霸先集団を中心として―」（『名古屋大学東洋史研究報告』八、一九八二年）などの研究成果がある。

(10) 周氏「南齊書丘靈鞠伝試詠兼論南朝文武官位及清濁」（『清華學報』第四卷第二期、一九四八年、同氏『魏晉南北朝史論集』、中華書局、一九六三年、所収）。

(11) 閻氏「仕途視角中的南朝西省」（『中国學術』第一輯、二〇〇〇年）。

(12) 「日月將交會、太史上合朔。尚書先事三日、宣撰内外戒嚴。摯虞決疑曰「凡救蝕者、皆著赤幘、以助陽也。日將蝕、天子素服避正殿、内外嚴警、太史登臺台、伺候日變。更伐鼓於門、聞鼓音、侍臣皆著赤幘、帶劍入侍。三台令史以上、皆各持劍立其戸前。」（後略）」（『宋書』十四、礼志一）。

(13) 劉宋・南齊の中央軍武官については以下の百官志記載の官職がある。又直閤（將軍）を始めとする志部には記載されない中央軍武官もある。直閤將軍については、張氏「南朝直閤將軍制度考」（『中国史研究』二〇〇二年二期）参照。小尾・張氏によって言及されているように中央軍には、この他、衛尉・東宮武官も含まれるが、本稿ではそれに言及し得なかつた。

領軍（中領軍）將軍、護軍（中護軍）將軍、左・右衛將軍、驍騎將軍、游擊將軍

左・右・前・後軍將軍

左・右中郎將

屯騎・歩兵・越騎・長水・射声校尉

虎賁中郎將、冗從僕射、羽林監、積射・強弩將軍・殿中將軍・殿中司馬督・武衛

將軍、武騎常侍

將軍、武騎常侍

（『宋書』四〇、百官志下）（『南齊書』一六、百官志）

(14) 王皇后は、南齊建元元年（四七九）四四歳で死亡している（『宋書』四一、后妃伝）。これから生年は、劉宋文帝の元嘉一三年（四三六）頃と考えられる。一方王奐は永明十一年三月に五九歳で誅殺されている（『南齊書』本伝）ので、その生年は元嘉十二年（四三五）と考えられる。

(15) 安田氏、注（9）所掲「蕭道成の革命軍団」、安田氏前掲書三〇七頁、参照。

(16) 王蘊の後任の湘州刺史は南陽王嗣である。元徽五年七月、後廢帝殺害・順帝即位をうけ昇明元年と改元された直後に南陽王は湘州刺史に任命されている（『宋書』一〇、本紀順帝）。この点から王蘊の湘州刺史辞任は前年末から元徽五年前半のことと考えられる。

(17) この尚書僕射昇進について、『南史』齊本紀上は、永明五年正月戊子の条に「以尚書右僕射王奐為左僕射」と記す。しかし前年永明四年四月に左僕射の柳世隆が湘州刺史に転出し以後僕射は一人体制となっていた。この一人体制は七年の正月に左僕射柳世隆・右僕射蕭鸞が任命されるまで続いた。したがって『南史』本紀の王奐左僕射任命の記事は誤りで、『南齊書』の記

事に依るべきである。『南史』は建元四年の王奐右僕射任命についても左僕射とするなど「南齊書」とかなり異なる記述をしている。

(18) 『南史』は本紀・列伝ともに王奐の領軍將軍就任について記していない。

(19) 小尾氏、注(6)所掲「劉宋孝武帝の対州鎮政策と中央軍改革」。

(20) 『宋書』庾悦伝は、嘗て劉毅が京口の貧しい兵士だった頃、既に司徒右長史の地位にあった庾悦から辱めを受けた報復として庾悦の軍府を奪ったとしている。

(21) 小尾氏、注(6)所掲「南朝宋齊時代の国軍体制と僑州南徐州」。

(22) 同前

(23) 拙稿「南齊の柔然遣使 王洪範について—南朝政治史における三齊豪族と帰降北人—」(『名古屋大学東洋史研究報告』三五、二〇一一年)。

(24) 安田氏前掲書三一四頁、参照。

(25) 同前三二八頁、参照。

(26) 張氏「南朝護軍將軍制度考」(『中華文史論叢』七九、二〇〇五年)。

(27) 幢主については、周一良氏「軍主、幢主、隊主」(周氏『魏晉南北朝史札記』中華書局、一九八五年、四一〇頁)参照。

(28) 注(13)所掲、張氏「南朝直閣將軍制度考」参照。

(29) 「吾比連得諸處啓、所説不異、虜必無敢送死理、然為其備、不可暫懈。今秋犬羊輩越逸者、其亡滅之徵。吾今亦行密纂集、須有分明指的、便当有大处分。今普勅鎮守、並部偶民丁、有事即便應接運、已勅更遣、想行有至者、汝共諸人量寬、可使人數

往南陽舞陰諸要處參覘。糧食最為根本、更不憂人仗、常行視駢

亭馬、不可有廢闕。並約語諸州、当其擧皆爾、不如法、即問事」(『南齊書』四〇、晋安王子懋伝)。

(30) 『南史』七七、恩倖、呂文顯伝、同書四四、齊武帝諸子、巴陵王子倫伝、参照。

(31) (新益州刺史始興王鑑)行次新城(四川省三台県)、道路籍籍、云、陳顛達大選士馬、不肯就徵、巴西太守陰智伯亦以為然。乃停新城十許日、遣典籤張曇哲往觀形勢。俄而顛達遣使人郭安明・朱公恩奉書貢遺」(『南史』四三、齊高帝諸子下、始興簡王鑑伝)。

(32) 「六年四月、荒賊桓天生復引虜出據隔城、遣虎督數軍討之。虎令輔國將軍朱公恩領騎百匹及前行踏伏、值賊遊軍、因合戰破之」(『南齊書』三〇、曹虎伝)。

(33) 小尾孟夫氏「劉宋における都督と軍事」(『中国貴族制社会の研究』京都大学人文科学研究所、一九八七年、所収)参照。

(34) 「明帝崩じ、遺詔して右衛將軍と為す」(『南齊書』一、本紀高帝上)とあるものの、褚淵によって右衛に任じられたことは、「顧命の際に及び、太祖を引ききて焉に豫(あずか)らしむ」(『南齊書』一三三、褚淵伝)という記事から明らかである。

(えのもと あゆち 東海大学非常勤講師)

